

県民の日記念行事小瀬会場への出展について

1 出展基準

県民の日記念行事小瀬会場への出展基準は、次のとおりとする。

(1) 県民の日にふさわしい出展であること。

① 次の3つの目的のいずれかにつながるもので個人、企業又は専ら営利を目的とするものでないこと。

- ・ 郷土について理解と関心を深めること。
- ・ 郷土愛を育むこと。
- ・ 豊かな郷土を築くこと。

② 出展等の内容が、法令及び公序良俗に反するもの又はその恐れのあるものでないこと。

③ 出展団体は、山梨県暴力団排除条例を順守し、誓約書を実行委員会に提出すること（国及び地方公共団体、公益法人、社団法人、財団法人を除く）。

また、出展団体の構成団体・構成者については、出展団体が誓約書を提出させ、出展団体の責任において、山梨県警察本部に照会を行うこと。

(2) 別紙「山梨県環境にやさしいイベント開催要綱」に準拠し、別に定める「県民の日記念行事小瀬会場のごみ減量化の取り組み」による出展とすること。

(3) 県民の日小瀬会場において「対象火気器具」を使用する出展者（露店等）は、甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の規定により、出展場所に「消火器」の設置義務があるので遵守するとともに、別紙「出展テントでの火気使用に係る留意事項について」に基づき、必要な書類を出展計画書に必ず添付して実行委員会に提出すること。

また、出展にあたっては、火災予防条例、同施行規則、火災予防施行規程に準拠し、自らが管理する出店テント（露店等）の防火安全対策の措置を責任を持って行うこと。

※ 消火器の設置が必要な「対象火気器具」には、食品調理、暖房等の用途や電気、ガス、木炭等の熱源を問わず、使用に際して発熱が生じる器具全般が該当します（外見上、火が出ない器具も該当します）。

(3) 出展に係る搬入車両及び関係者車両の管理については、県民の日記念行事実行委員会（以下「実行委員会」という。）の指示に従い、来場者の駐車台数を確保するため、乗り合わせ等により出展団体の駐車台数の削減を行うこと。

また、体育館北側と中央通路のインターロッキング部分については、車の乗り入れが禁止となるため、絶対に乗り入れないこと。

(4) その他、会場管理全般について、実行委員会の指示に従うとともに別に定める出展計画書類を期限までに提出すること。

2 出展承認

実行委員会は、1の出展基準に基づき、総合的に出展計画の審査を行い、出展の承認を行い別途通知する。

3 出展計画の変更

2の承認を受けた出展団体は、計画の内容に変更が生じた場合には、速やかに実行委員会に変更計画の提出を行うものとする。

4 出展の取消

実行委員会は、3の変更の計画の内容又は出展を承認した後の内容において、1の出展基準に適さないと判明した場合は、出展の承認を取消しすることができる。

5 その他

- ・ 移動販売車等による出展は会場のレイアウト、警備の都合上、認めない。
- ・ 出展ブースには各団体の紹介や山梨にゆかりのある製品についての啓発に努めること。
- ・ 昨年度の出展団体担当者会議において、ご説明しておりました出展料のテントリース料金（3坪・6坪）について、ご説明した内容どおり、引き上げとなっておりますので、ご留意ください。

3坪テント（1張） 11,000円から12,500円に引き上げ

6坪テント（1張） 20,000円から23,500円に引き上げ

山梨県環境にやさしいイベント開催要綱

(目的)

第1条 県又は県民等が開催する一定規模のイベントについて、環境に与える負荷をできる限りにおいて低減することにより、持続可能な循環型社会の実現を目指すとともに、同イベントに参加する県民等の環境保全に向けた意識の醸成を目的とする。

(対象)

第2条 この要綱で対象とする一定規模のイベントとは、概ね100名以上の参加者が見込まれる催し、フォーラム、講演会、研修会、スポーツ大会等の行事のうち次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 県が主催または共催、若しくは県が主体的に関わる実行委員会が開催するイベント
- (2) 県民等が県の管理又は管理を委託している施設のうち、別表に定める施設（以下「指定県有施設」という。）を利用して開催するイベント

(取組項目)

第3条 一定規模のイベントの開催にあたり、可能な限り次に示す各項目への取り組みを実施する環境に配慮したイベント（以下「環境にやさしいイベント」という。）に努めるものとする。

- (1) 廃棄物の減量化
- (2) 省エネルギーの推進
- (3) グリーン購入の推進
- (4) 環境にやさしいイベントとしてのアピール
- (5) その他、環境に配慮した取組内容

(実施手続き)

第4条 所属長は、第2条第1項第1号に規定する一定規模のイベントの開催について次の手続きを行うものとする。

- (1) 所属長は、各年度の末日までに翌年度開催予定の一定規模のイベントについて、第1号様式により森林環境総務課長に報告するものとする。
 - (2) 所属長は、イベント終了後2週間以内に、第3条に示す環境にやさしいイベント実施状況について、第2号様式により森林環境総務課長に報告するものとする。
- 2 指定県有施設に次の事務を依頼するものとする。
- (1) 当該施設において、第2条第1項第2号に規定する一定規模のイベントの施設利用申込みがあった場合には、第3号様式の取組書を利用者に配付し、環境にやさしいイベントの開催について、理解と協力を求めるものとする。
 - (2) 前号のイベント終了後、利用者から取組書を受け取り、森林環境総務課長に報告するものとする。

(実施状況の公表)

第5条 環境にやさしいイベントについて、実施状況を県のホームページで原則として公表し、取り組みの促進を図るものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、環境にやさしいイベントの開催にあたり、この要綱の施行に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年 9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

県民の日記念行事小瀬会場のごみ減量化の取り組み

1 趣 旨

県民の日記念行事については、山梨県環境にやさしいイベント開催要項に準拠し、環境への配慮のため、ごみの持ち帰り運動の推進、リユース食器の導入による使い捨て食器の削減等、ごみの減量化の取り組みを推進する。

2 取り組み内容

(1) ごみの持ち帰り運動の推進

出展の際に発生したごみは、出展団体が責任をもって持ち帰ること。

(2) 飲食物を提供する際の使い捨て食器の削減

飲食物を提供の際に、特別の理由のある場合を除き、リユース食器の使用等により使い捨て食器の削減に取り組むこと。

飲食物を提供する場合は、別紙「飲食の提供の際の使い捨て食器の使用調べ」を提出し、特別の理由により使い捨て食器を使用する場合は、別紙理由書を提出すること。

想定される特別の理由とは、次のとおりとする。

- ・ 明らかに消費者が持ち帰りを行うことが確実と考えられる飲食物の提供であること。
 - ・ 機能、形状、容量、数量において明らかにリユース食器では、対応できない飲食の提供であること。
 - ・ 出展場所、出展団体等に由来する特別の理由により、リユース食器の使用が不可能な飲食の提供であること。
 - ・ その他、県民の日記念行事実行委員会が、リユース食器使用が不可能な特別の理由として認めるものであること。
- 「使い捨て食器」とは、会場において飲食物の提供の際に使用され、会場内での飲食後に廃棄される容器のこと。
- (会場内での使い捨て食器の発生が明らかに想定されるもの)
- ・ 使い捨てどんぶりで提供されるうどん、そば等
 - ・ 使い捨て皿で提供されるカレー等
- (会場内での使い捨て食器の発生が想定されるもの)
- ・ 使い捨てパック等で提供される焼きそば、おでん、焼き鳥等
- 「リユース食器」とは、会場での使用は一回のみとされ、使い捨てとならず再利用が可能な食器として回収され、洗浄、消毒の能力が十分な施設で洗浄、消毒を行った後に再使用されるもの。

3 その他

(1) 役割

- ・ 県民の日記念行事実行委員会は、リユース食器を提供するNPO法人（以下「指定NPO法人」という。）を紹介し、指定NPO法人による説明の実施及び指定NPO法人のリユース食器の回収所の設置等を行う。
- ・ 出展団体は、特別の理由により、リユース食器使用が不可能な場合を除き、指定NPO法人が提供するリユース食器を使用するものとし、自ら指定NPO法人に申込み等を行い、リユース食器の提供を受ける。
なお、出展団体自らがリユース食器を調達し、自ら再利用に回収することも可能とする。

(2) 促進策

県民の日記念行事実行委員会は、来場者のリユース食器の利用を促進するため、次の取組みを行う。

- ・ リユース食器の回収所を会場内に設置し、出展団体、来場者の利便性を高める。
- ・ 指定NPO法人からリユース食器を調達した場合の送料の全額を負担する。

(3) 指定NPO法人について

「県民の日記念行事小瀬会場」の指定NPO法人は、山梨県南巨摩郡富士川町天神中条177 NPO法人 スペース・ふう（TEL0556-22-1150、FAX0556-22-1862）とする。